

耐震診断等報告書作成要領

この要領は、一般財団法人群馬県建築構造技術センター建築物耐震診断等判定業務規程（以下「業務規程」という。）第11条の規定による耐震診断等の報告書（以下「報告書」という。）の作成にかかる必要事項を定めるものである。

（報告書の種類）

第1条 報告書の種類は、耐震診断報告書、耐震補強計画報告書及び耐震診断・補強計画報告書とし、判定委員会又は判定部会のそれぞれの審査の過程において必要となった補正又は追加する資料を含むものとする。

（報告書の提出期日及び部数等）

第2条 報告書の提出期日及び部数は、次の各号のとおりとする。(イ)

	委員会等の区分	提出期日	部数
(1)	判定依頼受付時	財団の指定する受付期限まで	1部
(2)	受付審査委員会時	財団の指定する提出期限まで	8部※
(3)	判定部会時	財団の指定する期限まで	3部
(4)	判定委員会時	財団の指定する提出期限まで	8部※

※開催状況等により変更する場合がある。

2 委員会等の区分のそれぞれで指摘された補正事項等については、その内容補正を済ませたうえで次の委員会等に提出する報告書を作成し、委員会等の区分に応じた変更・訂正事項確認書を添付する。

（報告書の作成方法）

第3条 報告書作成方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 判定委員及び検査委員が判読することが容易な報告書となるように工夫した内容及び構成とする。
- (2) 第4条の耐震診断等報告書の構成に基づき1冊にまとめて作成する。（両面コピーも可）
- (3) 図面等はできるだけ折込みを避け、A4版サイズでまとめる。ただし、文字が小さくて判定委員及び検査委員が判読できなくなるような場合はA3版とし、A4版サイズに折りたたんで綴じ込むものとする。
- (4) 製本は、A4版、縦置き、ホチキス（フラットファイル等は使用しない。）による左綴じとする。ただし、ホチキスが使用できない程度の厚さの報告書の場合は、とじ紐でとじるものとする。
- (5) 本文には、目次中の「建物概要」を1ページとして、目次に対応したそれぞれのページ番号を付す。

(6) A3版を折りたたみしたページは、折りたたんだ状態で見える位置にページ番号を付す。

(報告書の構成及び様式)

第4条 報告書の構成は、耐震診断又は耐震補強計画について、それぞれ次の表の順に構成するものとし、様式は該当する表の様式（別記）により別図を参照して作成するものとする。(ア) (イ)

(1) 耐震診断報告書

名 称	区 分	様 式	備 考
①表紙	R C造	様式1-1	
	S造	様式1-2	
②耐震診断結果 概要書	R C造	様式3-1	
	S造	様式3-2	
③変更・訂正事項 確認書	受付審査委員 会用	様式2-1	
	判定部会用	様式2-2	
	判定委員会用	様式2-3	
④目次	R C造	様式4-1	
	S造	様式4-2	
⑤本文			目次に基づき所要事項を記載する。

(2) 耐震補強計画報告書

名 称	区 分	様 式	備 考
①表紙	R C造	様式1-3	
	S造	様式1-4	
②耐震補強設計 概要書	R C造	様式3-3	
	S造	様式3-4	
③変更・訂正事項 確認書	受付審査委員 会用	様式2-1	
	判定部会用	様式2-2	
	判定委員会用	様式2-3	
④目次	R C造	様式4-3	
	S造	様式4-4	
⑤本文			目次に基づき所要事項を記載する。

附 則

この要領は平成21年12月1日から施行する。

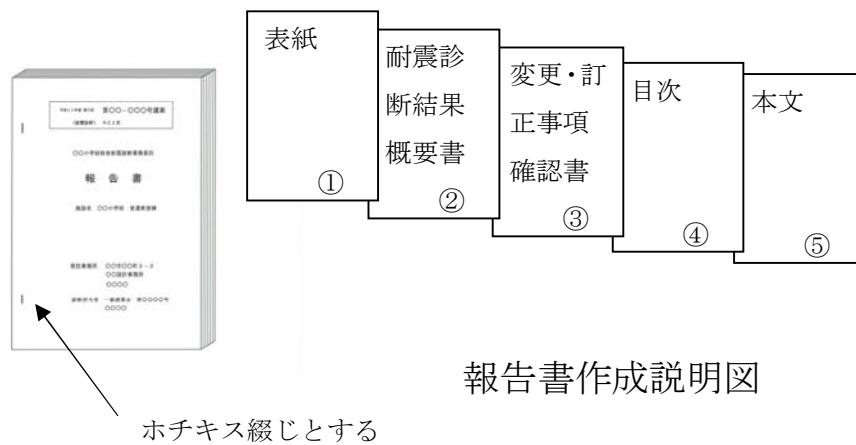
附 則

この要領は平成22年6月1日から施行する。(ア)

附 則

この要領は平成28年3月7日から施行する。(イ)

(別図)



(別記様式)

- 様式1-1～1-4 表紙
- 様式2-1～2-3 変更・訂正事項確認書
- 様式3-1～3-4 耐震診断結果概要書又は耐震補強設計概要書
- 様式4-1～4-4 目次